

ガスに関する主要な供給条件の説明書（選択用）

お客さまが魚沼市（以下「本市」といいます。）にガス使用の申し込みをしていただくにあたり、本市がガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に基づき説明し、お客さまに理解いただきたい主要な供給条件は、以下のとおりです。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）の詳細は、魚沼市ガス一般小売供給約款（以下「約款」といいます。）、魚沼市ガス家庭用温水暖房契約選択約款、魚沼市ガス融雪契約選択約款、魚沼市ガス小型空調契約選択約款、魚沼市ガス空調夏期契約選択約款、魚沼市ガス業務用需給契約選択約款（以下「選択約款」といいます。）に定めています。約款及び選択約款は、魚沼市ガス水道局（以下「ガス水道局」といいます。）の窓口のほか、本市ホームページ（URL <https://www.city.uonuma.lg.jp>）でも確認いただけます。

1. ガス使用の申し込み及びガス使用契約の成立

- ・本市によるガス使用契約を希望される方は、あらかじめ約款及び選択約款を承諾の上、本市にガス使用の申し込みをしていただきます。
- ・申し込みの受付場所は、ガス水道局の窓口といたします。
- ・ガス使用契約は、お客さまからの申し込みを受け、本市が承諾したときに成立します。

2. 使用開始予定日

使用開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。なお、①の場合、使用開始予定日は、決定次第お知らせいたします。

① <他社からのガス使用の切り替えの場合>

申し込み後、所定の手続きが完了した後に到来する最初の検針日の翌日

※本市の他の料金メニューや最終保障供給からの切り替えの場合も同様といたします。

② <引越し（転入）の場合>

お客さまが希望した日を基準として、協議することといたします。

使用開始予定日（具体的に決定している場合は記入）	令和	年	月	日
--------------------------	----	---	---	---

3. お客さまからの申し出によるガス使用契約の変更及び解約

- ・契約の変更及び引越し（転出）等に伴う解約については、ガス水道局まで連絡ください。
- ・他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、ガス水道局へ連絡いただく必要はありません。切り替え先のガス小売事業者へ申し込みください。

4. 本市からの契約の変更及び解約

- ・本市は、約款及び選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の約款及び選択約款によるものとします。その場合には、あらかじめガス水道局のほか、本市ホームページに掲示いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- ・ガスの供給を停止されたお客さまが、本市の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。

5. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- ・本市は毎月 18 日～25 日の間で検針を行います。
- ・ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金（原料費調整額を含みます。）の合計といたします。

・契約いただくガス料金メニュー等は、以下のとおりです。

<お客さまに適用するガスの料金表>

【一般契約料金】

1ヶ月のガス使用量	基本料金：円/月	基準単位料金：円/m ³
0 m ³ から 25 m ³ まで	550.00 円	117.26 円
25 m ³ を超え 250 m ³ まで	605.00 円	115.06 円
250 m ³ を超える場合	1,155.00 円	112.86 円

【家庭用温水暖房契約料金】

1ヶ月のガス使用量	基本料金：円/月	基準単位料金：円/m ³
冬期（12月～4月検針分）	1,650.00 円	94.93 円
その他期（5月～11月検針分）	一般契約料金と同じ	

【融雪契約料金】

1ヶ月のガス使用量	基本料金：円/月	基準単位料金：円/m ³
冬期（12月～3月検針分）	2,090.00 円	75.57 円
その他期（4月～11月検針分）	一般契約料金と同じ	

【小型空調契約料金】

1ヶ月のガス使用量	基本料金：円/月	基準単位料金：円/m ³
冬期（12月～3月検針分）	1,100.00 円	112.53 円
その他期（4月～11月検針分）		100.43 円

【空調夏期契約料金】※この料金表は4月～11月検針分で、それ以外は一般契約料金と同じです。

契約種別	基本料金：円/月		基準単位料金：円/m ³
	定額基本料金：円/月	流量基本料金単価：円/m ³	
1種	22,000.00 円	595.10 円	83.93 円
2種	5,500.00 円	595.10 円	89.43 円

【業務用需給契約料金】

契約種別	定額基本料金：円/月	基準単位料金：円/m ³
1種	106,040.00 円	72.93 円
2種	40,040.00 円	81.73 円

- ・上記の料金は早収料金（税込）です。支払義務発生日（納入通知書発行の日）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。
- ・実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に原料費調整制度に基づく調整額を加味して毎月決定されます。
- ・ガス料金は、口座振替又は納入通知書のいずれかの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただきます。
- ・本市はお客さまの使用量や調整額などを、原則として検針時の「ガス・水道・下水道使用量のお知らせ」にてお知らせいたします。

6. **ガス料金のお支払い方法**

- ・ガス料金は、口座振替又は納入通知書のいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

7. **供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性**

- ・本市は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。
- ・供給ガスは、燃焼性によって類別されます。本市の類別は13Aとなります。消費機器は13Aと表示されている機器が適合いたします。

熱 量 (単位:メガジュール)		ガス栓の出口における圧力 (単位:キロパスカル)		燃焼性 (ガスグループ)
標準: 43.9535	最低: 42.49	最高: 2.5	最低: 1.0	13A

8. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合は、約款等本市が定める契約条件に基づき申し込みをしていただきます。
- ・ガス工事に伴う費用は、上記に基づき、お客さまに負担いただきます。

9. お客さまの責任及び協力をお願い

- ・ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は、以下のとおりです。

- ① 必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
- ② ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
- ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- ④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、ガス水道局に連絡していただくこと。
- ⑤ 内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
- ⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、本市がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

説明者記入欄	
契約年月日	令和 年 月 日
お客様番号 (供給地点特定番号)	

ガス小売事業者
魚沼市ガス水道局（小売登録番号：D0050） 住 所：新潟県魚沼市小出島788番地 連 絡 先：025-792-1118 受付時間：平日8:30～17:15